

令和8年5月28日

令和8年第5回守山市教育委員会定例会提出議案

令和8年5月28日

令和8年第5回守山市教育委員会定例会提出議案目次

議第24号	守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議第25号	令和8年度守山市一般会計補正予算（第1号）のうち教育委員会所管の予算 案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

議第24号

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和8年5月28日提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則

守山市立図書館の管理および運営に関する規則（平成30年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（個人貸出の貸出期間等）

第10条 図書館資料の貸出期間は、当該資料の貸出しを受けた日の翌日から起算して3週間以内とし、1人当たりの同時の貸出冊数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 守山市に居住、通勤または通学する者 30冊以内

(2) 草津市、栗東市または野洲市に居住する者 15冊以内

2 前項の規定にかかわらず、貸出期間および貸出冊数について館長が特に必要と認めたときは、貸出期間および冊数を変更することができる。

付 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

議第 25 号

令和 8 年度守山市一般会計補正予算（第 1 号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり市長から意見を求められた令和 8 年度守山市一般会計補正予算（第 1 号）のうち教育委員会所管の予算案について、教育委員会の同意を求める。

令和 8 年 5 月 28 日 提出

守山市教育委員会
教育長 辻 本 長 一

令和8年度守山市一般会計補正予算案（第1号）《令和8年6月定例会月会議提案》

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄付金		360,010	1,000	361,010
	1 寄付金	360,010	1,000	361,010
歳入合計		36,800,000	100,003	36,900,003

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		4,759,850	1,000	4,760,850
	5 社会教育費	1,334,412	1,000	1,335,412
歳出合計		36,800,000	100,003	36,900,003